

宮代町国民健康保険税条例の一部改正について（12月議会へ上程予定）

1. 課税限度額の引上げ

（1）第2条（課税額）及第23条（減額）

令和5年度税制改正に伴うもので、中間所得層の被保険者の負担に配慮した、国民健康保険税の見直しが可能となるものです。

【現行】 課税限度額 102万円 ※令和5年度 48世帯該当

基礎課税額：65万円

後期高齢者支援金等課税額：20万円

介護納付金課税額：17万円



【改正後】 課税限度額 104万円

基礎課税額：65万円

後期高齢者支援金等課税額：22万円

介護納付金課税額：17万円

（2）施行期日 令和6年4月1日

宮代町国民健康保険においては専決処分ではなく、町国保運営協議会での承認後に課税限度額の引き上げを実施（1年遅れ）しているから、令和6年度課税分から引き上げを行うものです。

2. 出産時における保険税負担の軽減

（1）子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4ヵ月間）の保険税を免除する措置を創設するものです。

・費用負担 公費（国1/2・県1/4・町1/4）

（2）施行期日 令和6年1月1日

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に伴うもので、法に基づき改正するものです。